

宇城市 議会だより

UKI-CITY ASSEMBLY REPORT

77号
2024年5月



【第9回オールドカーフェスティバル in みすみ
桜の花と天気にも恵まれ、三角東港広場で開催されました！】



発行・編集／宇城市議会
TEL 0964-32-1111(代表) FAX 0964-34-3557

CONTENTS

令和6年第1回定例会の概要……………	2
常任委員会審査報告……………	5
一般質問……………	12
現職議員の逝去……………	25
台湾台南市への訪問……………	26

令和6年第1回定例会の概要

《会期：令和6年2月7日～3月11日（34日間）》

◎審議した議案等とその結果

○：賛成 ●：反対 欠：欠席 除：除斥 棄：棄権

議員名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19	20	21	22	審議結果	賛成	反対
件名	坂元大介	四海公貴	村上真由子	河野真理	吉良邦夫	田中美君	嘉古田茂己	原田祐作	永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	溝見友一	園田幸雄	福田良二	河野正明	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一			
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
議案第1号 令和5年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第2号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	●	○	原案可決	18	1
議案第3号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第4号 令和5年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第5号 令和5年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第6号 令和5年度宇城市水道事業会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第7号 令和5年度宇城市下水道事業会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第8号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第9号 宇城市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び宇城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第10号 宇城市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第11号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0
議案第12号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案可決	19	0

議長のため表決には加わりません

死亡退職

議員名 件名	1 坂元 大介	2 四 海 公貴	3 村 上 真 由子	4 河 野 真理	5 吉 良 邦夫	6 田 中 美君	7 嘉 古 田 茂己	8 原 田 祐作	9 永 木 誠	10 山 森 悦嗣	11 三 角 隆史	12 坂 下 勲	13 高 橋 佳大	15 溝 見 友一	16 園 田 幸雄	17 福 田 良二	18 河 野 正明	19 入 江 学	20 豊 田 紀代美	21 中 山 弘幸	22 石 川 洋一	審議 結果	賛 成	反 対
議案第13号 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第14号 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第15号 宇城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第16号 宇城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第17号 宇城市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第18号 宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	○		○	○	○	原案 可決	17	2
議案第19号 宇城市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	死亡退職	○	○	○	原案 可決	19	0
議案第20号 宇城市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第21号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第22号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第23号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第24号 宇城市水道事業給水条例及び宇城市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第25号 宇城市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	棄	○	原案 可決	18	0
議案第26号 宇城市学校給食運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第27号 宇城市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	19	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対
	坂 元 大 介	四 海 公 貴	村 上 眞 由 子	河 野 眞 理	吉 良 邦 夫	田 中 美 君	嘉 古 田 茂 己	原 田 祐 作	永 木 誠	山 森 悦 嗣	三 角 隆 史	坂 下 勲	高 橋 佳 大	溝 見 友 一	園 田 幸 雄	福 田 良 二	河 野 正 明	入 江 学	豊 田 紀 代 美	中 山 弘 幸	石 川 洋 一			
議案第28号 宇城市総合保養地域における固定資 産税の不均一課税に関する条例を廃 止する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第29号 宇城市温泉供給条例を廃止する条例 の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第30号 権利の放棄について（水道料金の債 権）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第31号 指定管理者の指定について（不知火 地区体育施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第32号 市道の路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第33号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第34号 宇城市過疎地域持続的発展計画の変 更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第35号 令和6年度宇城市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	死亡退職	○	●	○	原案 可決	18	1
議案第36号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会 計予算	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○		○	○	○		○	●	○	原案 可決	16	2
議案第37号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別 会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第38号 令和6年度宇城市介護保険特別会計予 算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第39号 令和6年度宇城市奨学金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第40号 令和6年度宇城市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第41号 令和6年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第42号 宇城市介護保険条例の一部を改正す る条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0

◎その他の議案

番 号	件 名	審議結果
報告第1号	専決処分の報告について（専決第17号）	報 告
同意第1号	教育長の任命について（平岡 和徳氏）	同 意
同意第2号	教育委員会委員の任命について（田上 美智子氏）	同 意
同意第3号	副市長の選任について（天川 竜治氏）	同 意
同意第4号	監査委員の選任について（嘉古田 茂己氏）	同 意
陳情第1号	子ども医療費無料化に関する陳情書	継続審査
	議員の派遣について	決 定

常任委員会 審査報告

総務文教常任委員会

委員長 三角 隆史

●令和5年度一般会計補正予算

○熊本地震からの復興（平成28年度熊本地震復興基金交付金）

「今後の事業は。また、残っている課題は」との質疑に対し、「令和6年度当初予算で、災害救助物資の調達と被災者生活支援システムの導入、消防関連では、豊野町の引き上げ式消火栓の老朽化による更新など、防災・減災のために基金を有効活用する計画」との答弁があった。また、「主に地震からの復旧・復興、防災・減災対策の財源だが、復興事業はほぼ終わっているのか」との質疑に対し、「地震で壊れた松合地区の石橋のメンテナンスがそのままになって

いたため、その復旧を行っている。また、応急仮設住宅の木材を使って、学童保育所への造り替えや公営住宅の建て直しを行っている。復興事業については担当部局からの報告等がこのほかにないため、現時点では把握していない」との答弁があった。これに対し、「能登半島と宇土半島は海で囲まれているという共通点がある。宇土半島で能登半島地震のような大規模な震災が発生した場合、インフラ面、特に水道の対策は大変である。半島に対する災害対策を統括的に進めるよう検討してほしい」との意見があった。

○空き家の解体（老朽危険空き家等除却事業補助金）

「補助金の当初の予定と実績は」との質疑に対し、「予算は1件当たり上限50万円×12件分で総額600万円。実績は4件の161万5千円であった。相談件数は十数件あったが、建物の老朽化と危険性、そして

その危険性が公共的に影響を及ぼすかという2点の要件を満たさなかったため、実績は4件にとどまった」との答弁があった。また、「制約が厳しいが、要件の緩和は考えているか」との質疑に対し、「第一義的には解体は所有者がすべきであり、どこまで税金で行うかというバランスもある。事例を見ながら研究したい」との答弁があった。

○eスポーツ施設「うきのば」の利用促進（eスポーツ普及事業企画運営事業委託）

「うきのばの土日の利用者に對して機材や説明員の不足を感じる。委託料が減額補正してあるが、機材をさらに充実させて平日は不登校対策に利用するなど、幅広い人が利用できる取組はできないか」との質疑に対し、「今回の減額補正は、eフットボールのかごしま国体予選会がオンライン開催となったため、やむなく断念したことによるものである。うきのばは土日の来

場者がかなり多く、機材の不足は十分認識している。しかし、平日の利用者が少ないため、現在、障がいを持つ子どもたちのための放課後デイサービスの利用を受け入れている。今後はフリースクールの利用も検討したい」との答弁があった。

○豊福小学校の改築（豊福小学校改築設計業務委託）

「委託料減額の要因は何か。また、今後の計画は」との質疑に対し、「減額の要因は、当初予算額と実際の積上げ額の差額と、入札執行残によるもの。計画としては今年度中の基本構想の策定を目指している。できる限り前倒しを図り、来年度中に工事の一部施行ができればと考えている」との答弁があった。これに対し、「教育現場は平等であるべき。アスベストへの安全対策を施しながら、前倒して工事を進めてほしい」との意見があった。

○小川総合文化センター・ラポートの改修（小川総合文化センター中規模改修工事設計業務委託料）

「工事の内容は」との質疑に対し、「建築から20年経過したので、空調、照明、消防などの設備改修を見込んでいる」との答弁があった。これに対し、「いい施設は最良の形で残しておくべき。手を抜くことなく、安全な施設となるよう工事を進めてほしい」との意見があった。

●令和6年度一般会計予算 ○ふるさと応援寄附金

「寄附金の歳入を8億円と見込んだ根拠は」との質疑に対し、「今年度は5億6千万～7千万円の見込みで、昨年度は6億3千万円であった。減少した要因は主力商品の米が出せなかったためで、現在その対策をJAと交渉中である。また、馬肉のしゃぶしゃぶ用スライスを開発中。その2つを軸とし、既存のフルーツも併せて主力の返礼品

として8億円と見込んでいる」との答弁があった。これに対し、「返礼品は寄附者が選ぶため、寄附者にうまくマッチする良い返礼品を送ることが大事。また、寄附金の使いみちについては、市の活用内容を寄附者に見せるのも政策の一つである」との意見があった。

○職員の配置（人材育成支援システム導入業務委託料）

「システムの内容は。また、人員配置もシステムを使って行うのか」との質疑に対し、「現在、人事担当職員が一人で管理しているため、システムを導入することで、評価のばらつき防止や事務効率化を図ることが目的。過去の評価データを評価者に提供することで、総合的で適正な評価を行い、公正化を保つよう是正したい。評価後の処遇反映は、そのままシステムを使って人員配置を行うわけではない」との答弁があった。これに対し、「人を評価するのは難

しい。人事評価は慎重かつ丁寧に行わないと排除の論理となる。全ての職員が仲間意識を持ち、気持ちよく目標に向かって働けるようにシステムを活用してほしい」との意見があった。

○行政区の再編・統合（行政区再編推進事業支援金、行政区統合支援金）

「合併の進行状況及び見込みは。また、区長等の担い手不足による大行政区の統合についてどう考えるか」との質疑に対し、「昨年、18人の代表区長に支援金の説明をし、その後、統合を考えている36の行政区長に説明を行ったが、現時点で統合の申請はない。予算は10行政区分を計上している。また、大行政区の統合は、各行政区の問題点に鑑みて相談に応じながら進めたい。合併は市が無理やり進めるのではなく、行政区に寄り添って行政区が必要とする制度を目指す」との答弁があった。これに対し、「100世帯となる統

合を待っているだけではなく、小さな行政区を一つにまとめるなど別の方法も考えるべき。実施してよかったと思える事業となるよう期待している」との意見があった。

○子育て世帯の移住・定住支援（子育て世帯定住促進事業補助金）

「子育て世帯の移住・定住について、どのような取組をしているのか」との質疑に対し、「就学前の子どもがいる世帯が新築又は購入により本市内で住宅を取得し、市外から本市に入居する際に1世帯につき50万円を補助する制度としている」との答弁があった。また、「移住後の新築・購入は対象とならないのか。移住して何か月以内などの余裕を設けることは検討しなかったのか」との質疑に対し、「本制度では、移住後の新築・購入は補助対象外だが、別の制度として空き家などの中古住宅を購入する際の補助はある。新し

い制度なので、今後は結果を見ながら検証を行い、制度の改善に努めたい」との答弁があった。

○豊野総合公園の整備（豊野

総合公園整備基本計画策定 業務委託料）

「整備内容と総事業費の見込額は」との質疑に対し、「旧豊野小学校のグラウンドを活用して、多世代が利用でき、地域の交流拠点となる公園整備を目指す。令和6年度分は、事業内容の基本構想を作るための予算。令和7年度に大枠の計画を策定し、その後事業内容と事業費が決定する」との答弁があった。

○A・L・Tの小中学校への派遣

（外国語指導助手派遣業務 委託料）

「業務の具体的な内容は。また、実際の効果は」との質疑に対し、「外国語指導助手は7人。小学校に5人、中学校に2人派遣しており、一人で2校から3校を担当している。効果として

は、ネイティブな英語の発音は子どもたちに入っていきやすいという点が挙げられ、昨年12月の県の英語の学力調査の結果では『話す・聞く』の部分で県平均を少し上回るという効果が得られた。また、英語が苦手な教師も、指導助手に教えてもらいながら子どもへの指導ができるという効果もある」との答弁があった。これに対し、「日本人は、小学校から英語を学ぶが話すことができない。外国語指導助手を十分に活用し、実践の場を作るなど、工夫して特化した教育をしてほしい」との意見があった。

●令和6年度奨学金特別会計

予算

「現在は貸付型のみなので、時代に沿った給付型を要望するが、市の考えは」との質疑に対し、「令和6年度から制度の見直しを行う。現在、日本学生支援機構の所得基準に準じているが、それに3割を増した額を所得上限額とする予定。これによ

り、今まで認定されなかった申請者が全員認定されると分析している。また、定期奨学金と入学支度金の申請期間をそれぞれ1か月間延長する予定である」との答弁があった。これに対し、「所得制限の撤廃を要望していたが、緩和もいいことである。貸付型から給付型へ移行する時代なので、今後は給付型の検討が必要ではないか」との意見があった。

建設経済常任委員会

委員長 坂下 勲

●令和5年度一般会計補正予算

○危険な地域からの住宅移転

（土砂災害危険住宅移転促進事業補助金、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金）

「事業概要と補助金の減額内訳は」との質疑に対し、「土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は1件当たり300万円で、移転先住宅の建設・購入・リフォーム費、アパート等の賃貸

費（1年間）、現在住んでいる住宅除去費などが該当する。当初予算で3件分を見込んでいたが、申請は1件のみで補助を行い、残り2件分を不用額として減額した。また、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金は1件の上限額が829万3千円で、対象経費は危険住宅の撤去費、動産移転費、跡地の整備費が含まれており、住宅建設又は購入費の利子に対する補助が対象。当初予算で1件分を見込んでいたが、申請がなかったため不用額として全額減額する」との答弁があった。さらに、「土砂災害警戒区域は本市内に結構あると思うが、あまりにも補助金の申請件数が少ない。市はどのような周知をしているのか」との質疑に対し、「今年度は、市民課のモニター、イオンモール宇城のモニター、市のライン、広報うき等で周知をしている。また、以前移転を希望され、相談の結果断念された方が複数件あったので、その方たちに1月

に周知を行った。なお、現在2件の相談があっている。今後は、土砂災害警戒区域からの移転について色々な方法で周知し、安全な住まいが確保できるよう努力する」との答弁があった。

○三角地区の県営港湾の補修 （県営港湾補修事業負担金）

「負担金の増額内訳と、県の総事業費及び市の負担割合は」との質疑に対し、「三角港の際崎地区の港湾整備事業として、総事業費1億2千万円のうち本市の負担割合は6分の1（2千万円）で、当初予算との差額700万円を増額する。もう1件は、三角港海岸戸馳地区の海岸整備事業として、総事業費1億8千万円のうち本市の負担割合が20分の1（900万円）で、当初予算との差額750万円を増額する」と答弁があった。これに対し、「工事の大小により負担割合は変わるのか。また、本市の要求によって事業が推進されるのか」との質疑に対し、

「負担割合は県の条例で記載されており、事業メニューによって割合が決まっている。事業の推進は県の計画によって実施される」との答弁があった。

●令和6年度一般会計予算

○地域おこし協力隊への報償費

「地域おこし協力隊2人の費用が計上されているが、何をメインに活動するのか」との質疑に対し、「観光面での観光振興を盛り上げてもらうことと、土産品の開発や商工の販路拡大に協力してもらう」との答弁があった。これに対し、「よい結果が残るような成果を期待する」との意見があった。

○三角西港関連の委託料

「三角西港関連の委託料が多いが、市として三角西港で何をしたいか具体的なものがあるのか」との質疑に対し、「昨年から少しずつ事業が進み始めた。具体的には、もったいなかレストラン、くまモンかくれんぼ、

ARでくまモンを撮影など、これらを活用して本市や県のHP等に掲載し、観光客の誘客を図る。また、令和6年度から指定管理者による運営を予定しており、三角西港を盛り上げる事業を行うよう要望している」との答弁があった。さらに、「TSMC関連でかなりのインバウンド客が予想されるので、三角町へ行きたいと思わせる魅力的なものを発信し、誘客効果を期待する」との意見があった。

○市営住宅の家賃滞納者への対応（滞納整理等法的措置業務委託料）

「委託料の算出根拠と、法的措置の手続きをとる基準は」との質疑に対し、「弁護士費用の着手金として1件当たり10万円×4件分と、成功報酬として1件当たり20万円×4件分を計上している。また、法的措置の基準は定めていないが、本市は市営住宅入居のための保証人を2人とし、保証人の限度額を50万

円と設定している。よって、今回は50万円を超える滞納者13人のうち、法的措置済みの人を除いた4人を対象としている」との答弁があった。また、「保証人の数について、他の自治体の状況は」との質疑に対し、「令和5年4月の国の調査では、全体の9割強が公営住宅入居の際に保証人を2人求めている」との答弁があった。さらに、「家賃滞納の総額は。また、法的措置をとるまでの滞納者への対応は」との質疑に対し、「家賃滞納は、令和5年度当初予算ベースで3千万円弱。法的措置を執行するまでの過程は、1か月でも滞納した場合には督促状や催告状を発送し、通知しても支払いが滞る方には債務承認と納付誓約をとっている。なお、納付誓約を守らなかった方が法的措置の対象となる」との答弁があった。これに対し、「市営住宅入居者は低所得者ということ、様々な要因で支払えないことも考えられる。他の部署とも

連携をとり、慎重に対応してほしい」との意見があった。

●令和6年度水道事業会計予算

「本県は広域連携で事業運営しているが、ウォーターPPP

(※)による他広域での取組状

況は」との質疑に対し、「本市は環不知火海の地域に属し、八代地域と天草地域と宇城地域で連携している。広域連携の取組として、工事等の仕様書の統一化や材料の一括発注等を検討しているが、現時点で具体的に決まっていない。なお、ウォーターPPPは個別自治体ごとの対応となっており、広域での対応は行っていない」との答弁があった。また、「全額補助があるとの説明だったが、新たに創設された補助金なのか」との質疑に対し、「下水道事業で今年度から本市がモデル都市として取組を始めた新たな補助事業。国の方針に併せて上下水道一体で行うかを検討し、水道についても実施することにした」との

答弁があった。これに対し、「官民連携のバランスを心配するところだが、民に任せっきりでなく、行政がしっかりとグリップ（状況把握）できる体制をとって事業を行ってほしい」との意見があった。

※ウォーターPPP……官民連携により、水道事業の施設管理・管の更新を一体的に行い、行政の仕様に縛るのではなく、民間の創意工夫を生かした性能発注を行うこと。

民生常任委員会

委員長 豊田 紀代美

●令和5年度一般会計補正予算

○放課後児童クラブの運営

(放課後児童健全育成事業委託料)

「保護者会運営の学童保育所は何か所あるのか。また、学童保育所を法人運営に転換するハードルは高いと思うが、どのように展開する予定か」との質

疑に対し、「保護者会運営のクラブは9か所。法人運営への移行については、保護者会運営クラブを対象に意見交換会や法人委託への方針の説明を行っており、来年度にプロポーザル方式で委託法人を決定することを目指して準備を進めている」との答弁があった。また、「放課後児童クラブの待機児童はいるのか」との質疑に対し、「待機児童そのものはいないと思うが、クラブによっては『現行の利用は3年生までで、4年生以上の利用はできないのでは』と保護者が申込みを控えておられる場合もあると考えられる。両親が共働きで、6年生でも利用したい方がいらっしゃる可能性があることは真摯に受け止めたい」との答弁があった。さらに、「学校内の空き教室を活用してはどうか」との質疑に対し、「学校敷地内に施設が設置できればベストである。今後、学校との十分な連携のもと、児童の安全を最優先に施設整備を進め

ていきたい」との答弁があった。

●令和5年度介護保険特別会計補正予算

「介護予防サービス等給付費が増額した理由は何か」との質疑に対し、「要支援認定者が増加したためである。新型コロナウイルス感染症の影響により、前年まで介護予防事業に参加できなかった住民の運動機能の低下や、外部との接触を避けた結果、認知機能が低下したことが原因と分析している」との答弁があった。

●国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

「提示された税率は、県の示した標準保険税率と理解しているのか」との質疑に対し、「今回の税率改正は県が示した税率に基づいて設定しているが、全保税には所得割、均等割、平等割があり、県の標準保険税率では所得割と、均等割＋平等割が

50対50の比率で設定されている。しかし、本市がこの税率を採用すると、所得がある国保世帯が少ないので、所得割による税収が見込めない。そこで、県示した税率と比べて所得割よりも均等割＋平等割の方に比重を置いている」との答弁があった。

●介護保険条例の一部を改正する条例の制定

「所得に応じて保険料が増減しているが、比率の基準はあるのか」との質疑に対し、「厚生労働省の基準を参考に、保険料基準額である第5段階に負担割合を乗じたものを各段階に設定している」との答弁があった。

また、「所得段階が細分化されて10段階から13段階に増えたのは、低所得者の保険料を抑え、高所得者の保険料は増額されるとの見解で良いか」との質疑に対し、「国の基準に従って所得段階を細分化している。国の狙いは、介護保険制度を持続可能なものとするため、団塊の世代

が75歳以上となる2025年から高齢者の人口がピークとなる2040年にかけての介護給付費の増加を見据えて、所得分配機能を強化し、低所得者の保険料を抑制することである」との答弁があった。

●令和6年度一般会計予算

○積載車等の購入（消防施設費）

「機械器具購入費が前年度と比べて大きく増額されているが、理由は何か」との質疑に対し、「積載車を10台、小型ポンプを15台購入するため増額している。積載車は、耐用年数20年を経過したものについて随時購入する計画を立てており、令和7年度に11台、令和8年度に10台、令和9年度に10台を計画している」との答弁があった。

○消防施設の解体撤去（消防施設解体撤去事業補助金）

「解体撤去事業補助金の対象施設は何か」との質疑に対し、

「主に防火水槽の解体費用にかかる予算である。本来は市で解体撤去すべきものだが、所有地が個人名義で、家を建設するなどの場合は緊急を要するため、補助金で対応可能な形となっている。また、現在は基本的に消火栓で対応する方針のため、近隣に消火栓がある場合は防火水槽の移転や新たな設置はしない」との答弁があった。また、

○手続きのための窓口支援システムの導入（住民異動等窓口支援システム導入業務委託料）

「手書きの申請書を職員が代わりにシステムで作成することだが、市民が窓口に行く必要はないのか」との質疑に対し、「本システムはマイナンバーカードや免許証を読み込ませることで氏名・住所等が入力されるもの。どちらも所持していない場合は職員が聞き取りにより入力する。QRコードを利用してスマホでできるオンライン申請や、窓口の統合についても現在検討している段階。どのようなシステムを導入するかはプロポーザル方式で決定していきたい」との答弁があった。

「防火水槽を撤去した土地は、分筆して寄附されていない限り元の所有者の名義であるが、自治体に提供したと思っている方が多く見受けられる。今年の4月から相続の登記が義務化されるので、市民が義務違反で過料を科されるということがないように市からの周知をお願いしたい」との意見に対し、「相続権が発生したことを知った時から3年以内に登記しなかったら10万円の過料が発生するが、市のホームページや広報紙でも周知している。さらに、固定資産税の通知に、法改正の主旨や相続

○保育園への土地貸付（土地建物貸付収入）

「民営化した保育園への土地貸付は、土地の単価が場所によって異なることは理解できるが貸付料の公平性は保たれているのか」との質疑に対し、「土地の評価額をもとに土地賃貸借契約を締結している。評価額が高い地域は保育需要が多い地域であり、年度当初から定員を満たしやすく安定的な運営が可能と考えている。一方、過疎地域は年度当初に定員に満たないことも多く、その場合は保育園に支給される給付費が減少するため、この貸付料の算定で考えている。平成28年度に民営化した松橋保育園は10年間の土地賃貸借契約を締結しており、令和7年度末で契約満了を迎えるので、それまでに今後の方針について調査研究していきたい」との答弁があった。また、「土地貸付料の計算式は、土地評価額単価×貸付面積×期待収益率4%と報告を受けているが、その根拠

は」との質疑に対し、「市の貸付料算定基準である期待収益率は5%を基準としているが、公共性を考慮して4%と設定している」との答弁があった。

○野菜摂取量から生活習慣病を予防する（備品購入費）

「購入する器具の詳細は」との質疑に対し、「野菜の摂取量を測定する装置で『ベジメータ』という。指先の皮膚カロテノイド量を測定し、野菜をどれほど摂取できているか数値で評価判定される。さしより野菜推進事業の成果を目に見える形にし、実態把握や効果検証を目的としている。本市の健康課題である高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防と啓発をさらに進め、医療費上昇の抑制につなげたい」との答弁があった。

○健康ポイント「ウキトクポ」のアプリ利用（熊本連携中枢都市圏健康ポイント事業負担金）

「今までの紙媒体のウキトクポから、より若年層を取り込めるようにアプリを利用する目的で、熊本連携中枢都市圏の既存システムに参加するための事業負担金は、継続的に掛かる費用なのか」との質疑に対し、「熊本市含め近隣の16市町村が参加している。初期の導入費用と継続費用に分かれるが、継続費用は300万円程度。8割の特別交付税措置がある」との答弁があった。

○重度心身医療費の新制度（重度心身医療費助成金）

「1月から始まった現物給付制度の詳細は。また、今年度と比較して来年度予算の増減はあるのか」との質疑に対し、「これまででは病院受診時に3割を支払い、領収証を市役所窓口で持参して払戻しの手続きをした後に口座へ振り込んでいた。制度改正後は、利用者の利便性向上のため、社保と国保加入者は令和6年1月1日診療分から現物給付に変更された。窓口で3割

分を支払うのではなく、外来は1020円、入院は2040円を支払うことで払戻しの手続きは不要となる。一方で、75歳以上の後期高齢者医療保険加入者は、今後も窓口で自己負担分の1割または2割を支払うことには変わりないが、指定した口座に自動的に振り込まれる自動償還払いの制度を新しく導入している。医療費助成金の予算額は、令和5年度当初予算との比較で1千万円程度増額しているが、それ以上の増額になるかもしれない。その理由は、これまでは払戻金が少額の場合、手続きの手間を惜しんで払戻しの請求手続きをされない方も散見されたが、今後はもれなく自動的に払戻しがされるためである。また、これまで受診を控えていた方も制度改正によって受診しやすくなったので、金額が増える可能性もある。令和6年3月が第1回の請求なので、その状況を見てどの程度金額が伸びるか注視していく」との答弁があった。

一般質問

豊田 紀代美 議員

農業問題について

問 地域計画（人・農地プラン）の策定目的について問う。

経済部長 地域計画の作成は、担い手の高齢化・後継者不足・耕作放棄地の解消などの課題を共有し、地域で意見を出し合い、今後の方針を決定していくことが求められる。現在は行政区単位での座談会を順次開催しており、年度末までには校区単位で地域計画の策定を予定している。

問 現在の実施中の計画策定は小規模範囲の計画であり、後継者が年々減少する中では有効性に欠けるのではないか。市全体または他市町村と連携した広域計画とすべく、行政区または校区の枠を超えた有効な地域計画として作業スケジュールを再考

すべきである。

次に、地域おこし協力隊の進捗状況について問う。

経済部長 7月に、地元農家7軒が大見果樹青年同志会という協力隊の受入組織を立ち上げた。

問（意見） 市にも国補助金を活用した地域おこしプロジェクトに積極的に取り組んでほしい。隊員も同志が増えることで早期退任を防ぐことができ、移住・定住の促進に寄与する。地域おこし協力隊のOBやOGで組織する熊本地域おこし協力隊ネットワークの活用を強く提案する。



宇城市不知火町大見地域の地域おこし協力隊（農業分野）を募集中!!

教育行政について

問 平成29年の就任以来の教育長の取組実績を問う。

教育長 市内の全小中学校に一人1台のタブレット端末や各教室への電子黒板設置、市立図書館と美術館の指定管理者による運営開始、小中学校の学校給食費無料化、市独自のスポーツ講演会の実施などである。

問（意見） 全国高校サッカー大会での大津高校サッカー部総監督としてピッチに立たれる姿は、堂々とされ圧倒的な存在感がある。その情熱を是非本市の子どもたちに注いでほしい。本市の子どもたちに接する時間をより多く設け、市の教育行政をつかさどるトップリーダーとしての活躍を強く望む。

教育環境について

問 豊福小学校校舎と体育館の建て替えの進捗状況を問う。

教育部長 現在、施設の配置や規模などの条件整理を行う基本構想策定に取り組んでいる。また、建て替え検討会議で、現在

のグラウンド位置に新施設を配置する計画が決定した。今後も検討会議を経て、年度内の基本構想策定を目指し、できる限り設計の前倒しを図っていきたい。

文化振興について

問 竹崎季長公の顕彰について今後の計画を問う。

教育長 今年度は元寇から750年の節目の年。長崎県松浦市を中心に元寇所縁のネットワークを進めている。市の事業として、市指定文化財竹崎季長絵詞のレプリカ作成のほか、企画展やスタンプリリー、元寇カードの製作などを予定している。

問 今年度は本市出身の画家マナブ間部生誕100周年。記念事業について問う。

教育部長 不知火美術館春の特別企画展として、マナブ間部生誕100周年を記念した作品展を開催する。収蔵作品50点ほどを展示し、その功績を称えらるとともに、作品の魅力、人柄や人生を感じることが出来る展覧会の開催を予定している。

不登校について

問 現在の本市の不登校の状況について問う。

教育部長 30日以上長期欠席している小学生、中学校ともに増加傾向にある。

問 不登校の児童生徒や不登校気味の児童生徒に対しての国や各自治体の対応状況を問う。

教育部長 まず、「愛の1・2・3運動プラスワン」の実施に取り組んでいる。これは、不登校傾向と疑われる理由で欠席した児童生徒が1日目の際には電話連絡、2日連続になったら家庭訪問、3日連続以上になったら不登校対策会議等を開きながら組織的対応を行い、プラスワンとしてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーなどの専門家との連携を進める。不登校の未然防止については、学校の風土や雰囲気を見える化し、関係者が共通認識を

もって学校改革に取り組むことで、みんなが主役になり、みんなが学べる場所にするという、各学校の特色を活かした魅力ある学校づくりを進めていくことが重要。同時に、児童生徒にはSOSの出し方に関する教育を実施し、教職員による教育相談体制を強化し、児童生徒の援助希求能力（自分から救いを求める力）の育成をする。また、学校に相談できないケースに対しては、窓口として熊本県電話相談窓口一覧、親子のための相談LINE啓発用カード等を保護者に配布して周知に努めている。さらに、悩みを相談できる子どもあんしんコールを開設して対応している。

子どもあんしんコール

090-7168-3883 (有料)

月曜日から金曜日

(午前9時～午後5時)

※祝日・年末年始を除く

24時間子どもSOSダイヤル

0120-0-78310 (無料)

発達障がい支援について

問 発達障がいによって生きづらさを感じている子どもや、その保護者が多くいると聞いている。本市での支援を要する子どもたちの現状を問う。

福祉部長 令和5年度にサービスを利用して就学前児童は106人である。

教育部長 小学校157人、中学校48人、合計205人である。

問 そのような子どもたちが発達障がいと診断されるのは、どのようなタイミングなのか。

福祉部長 発達障がいのある子どもの診断は、一般的に発達を専門に診る小児科や児童精神科で問診や面接・行動観察、発達検査を行った上で診断される。1回の診察で判断することは困難であり、数か月を要することもあると聞いている。また、発達障がいの特性から家庭生活では気づきにくく、集団生活に入ってから気づくケースが多いため、保護者に伝える保育士や学校の先生の責任と負担感が大

きいことも承知している。

問 保育士や教師から保護者に発達障がいの疑いを伝え、それを受けて保護者が相談に行くという流れが多いが、早期発見の支援のためにも3歳児健診での診断はできないか。

福祉部長 現在、3歳児健診では内科医、歯科医、保健師・管理栄養士・看護師・歯科衛生士・公認心理師を配置し、病気の早期発見のみならず、食事や歯磨き等の生活習慣の指導や子育てなどの相談などを行っている。また、発達障がいの疑いの有無にかかわらず、保護者の希望があれば公認心理師による相談も行っている。さらに、健診会場では待ち時間の間に公認心理師が子どもたちの行動観察を行い、家庭での様子などを尋ねた上で助言も行っている。発達検査や相談は健診の短い時間では限りがあるため、3歳児健診で専門機関等の受診が必要と思われる人には、別の日程により公認心理師への相談を案内している。

下水道と合併浄化槽について

問 下水道事業等について問う。
上下水道局長 計画処理区域の27%が未整備。国の支援縮小もあり、下水道計画を見直し、松橋町・小川町の未整備地区は原則として計画地域から外す方向で検討している。

問 下水道と合併浄化槽の経費の差を問う。

上下水道局長 立地条件によるが、下水道は配管工事と受益者負担金で約43万円。合併浄化槽（5人槽想定）は、配管工事と本体設置工事から設置補助金を差し引いて約80万円。維持管理費は、下水道が年間約46000円、合併浄化槽は5人槽で年間約68000円。

問 この差を解消する必要があると考えるが、市の考えを問う。

市長 計画見直しにより区域から外れる区域の住民には特例措置を設け、現行の補助制度とは

別に新たな補助制度を検討する。

小野部田校区とその周辺の振興について

問 当該地域と市のこれまでの関わりを問う。

市長政策部長 5千万円超の大型事業は、小学校改築、復興住宅建設、下水道整備事業。合併後19年間で総事業費は21億円。

問 小野部田校区と周辺地域の特徴はどのようなものか。

市長政策部長 合併時（平成17年）と令和2年の国勢調査を比較すると、人口は2136人から1936人で約1割減少。就業は、第1次産業が162人から94人と約4割減少、第2次産業は233人から約30人減少、第3次産業は577人から27人減少。小学校児童数は84人から今年度は99人と増加傾向。高齢化率は39%と高値である。

問 これからの関わりを問う。

小川支所長 2つのインတာチェンジも近く近隣にはショッピングセンターがあり、地域の

結びつきも強く、子育て環境としても優れており、本市の将来像「ちようどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」に遠くない住環境と認識している。

問 国道3号の交通量の多さから、現在、県道中小野浦川内線・下郷北新田線に新たなバイパスが計画されている。小野部田農道にアクセスする予定だが、当該農道から小川町中心部への新たな市道が必要と考えるがどうか。

土木部長 県道を有効活用するために、小川町中心部への新たな市道整備を検討する。

問 校区内人口は減少しているが、小学校の児童数は増加している。教育のまちとして、特例校や指定校のような形で更に教育に力を入れられないか。

教育長 地域と学校が連携・協働することが大変重要である。具体的には、学校運営協議会制度や地域学校協働活動の一体的な推進取組が重要。独自性のある事業を進めていきたい。

介護保険事業について

問 介護予防事業の効果について問う。

福祉部長 第8期介護保険計画の見込みに対して介護給付費が大幅に抑制されていることから、各事業の粘り強い実施が介護認定率の減少と重度化防止につながっていると捉えている。

問 保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の内容について問う。

福祉部長 高齢者の自立支援・重度化防止や、介護予防・健康づくり等に資する取組の評価に對する、自治体への財政的インセンティブ（報奨金）。本市は県内でも上位に位置している。

意見 これらは保険者・事業者・市民が協力して得た点数であることから、交付金の使途は市民に分かりやすくしてほしい。また、人材確保や生産性向上は事業者だけの問題ではなく社会課題と考えられるため、これらの交付金を有効活用してほしい。

行財政について

問 本市の財政調整基金の現状と今後の見込みを問う。

総務部長 年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金は、合併時には約15億円を保有していたが、市町村合併の恩恵であった普通交付税の合併算定替えが10年後には一本算定方式となり、交付額が減少する。このことが市に大きな財政影響を与えることを危惧し、持続可能な行財政運営を行うため、財政基盤の安定化に向けて財政調整基金の増資に努めてきた。令和4年度末の保有残高は約100億円。県内14市で天草市に次いで2番目に多く、人口一人当たりの保有額は17万円余りで県内14市の中で一番多い。令和5年度末の保有残高は約4億5千万円減少し、約95億円となる見込み。令和6年度以降の予測については、建設事業の有利な財源であった合併特例事業債が今後活用できなくなること

もあり、普通交付税の措置率が低い地方債の活用が必要になる。さらに、社会保障経費や公債費の増高等の影響によって、自主財源に乏しい本市は歳出超過（歳入が歳出より少ない）の状態がしばらく続く見込みである。このような予測から、令和6年度から13年度までの8年間の中期財政計画の財政調整基金の保有額は年々減少していく、計画期間の最終年度の令和13年度には42億円程度と見込んでいる。

民生委員・児童委員のなり手不足について

問 本市の現状と処遇改善を含めた市の考えを問う。

福祉部長 民生委員・児童委員には、民生委員法及び児童福祉法に基づき、主に担当地区での見守りや相談等の対応に御尽力いただいている。本市の定数は150人で、現在は民生委員136人、主任児童委員11人の合計147人であり、3人が不足している状況。不足の内訳は

松橋町1人、小川町1人、豊野町1人。また、県内14市のうち12市が定員を満たしておらず、なり手不足の問題は本市のみならず県内全域の課題と捉えている。なお、委員の一斉改選時や欠員が生じた場合には、要領に基づいて候補者の推薦を行政区長に依頼しているが、2月末現在で行政区長と兼務されている民生委員の方が4人、行政区長の家族が民生委員をされている方が5人おられることから、委員のなり手不足の現状がうかがえる。民生委員・児童委員活動への補助金は、県の民生委員活動助成費補助金と併せて交付しているが、なり手不足の解消と活動の活性化、活動の実態に見合った補助金とするため、平成31年度には前年度予算の約2倍に増額した。しかし、過疎化、高齢化、核家族化による地域コミュニティの希薄化が年々進行しており、現在に至ってもなり手不足の解消にはつながっておらず、現在も定員を満た

たしていない。

市長 令和6年度の当初予算には、補助金として1915万3千円（前年度比12%増）を計上。県内では高い状況である。今後、他市の動向を踏まえて、民生委員・児童委員のモチベーションを保つために引き続き増額に努める。



民生委員・児童委員の皆さんは、子どもたちの登校を見守りながら、あいさつ運動も行っています

熊本天草幹線道路整備について

問 宇土三角道路（波多インターチェンジ～みすみインターチェンジ）設計説明会が開催された。国の案では、約3・5キロの区間で約80戸の家屋が移転を余儀なくされる。過疎問題で悩む地域のど真ん中を縦断する計画だが、市の考えを問う。

土木部長 数多くの家屋移転により、市民の痛みを伴うが、地域の繁栄と住民や道路利用者が安心・安全を確保するための唯一のルートと受け止めている。

市長 他に変更することのできないルートと認識している。

問 このルートを容認するということとは、市長として今後の対応・対策に大きな責任を果たさねばならないが、考えを問う。

市長 残念ながら三角町の方々には大きな御迷惑をお掛けするが、市としてしっかりフォローし、誠心誠意頑張る。

問 立退き予定地域の住民の反応をどのように把握しているか。市民の窮状を把握し、必要ならばルート変更などを国に要望する義務があると思うがどうか。

土木部長 早期に事業実施を望む声や、移転から地域コミュニティの崩壊を懸念する声、高齢者からは三角に住み続けたいなどの要望がある。三角支所との情報連携を深め、要望や意見を集約し、取付道路位置の変更要望など、できる可能性のあることは市の声として国土交通省にしっかりと伝える。

過疎問題について

問 合併を境にヒト・モノ・カネが中心に集中し、過疎地域は人口が減少している。生活維持が困難な限界集落への危機感を持つているが、過疎の現状について市の考えを問う。

市長政策部長 市の人口ビジョンでは、2060年（36年後）には三角町の人口は1765人（現在の約3割）になると予測

している。人手不足により、医療・福祉・買い物など生活に欠かせないサービスの維持が困難になるのは明らかである。人口減少に歯止めをかけ、地域での生活を支える過疎対策を進めることが喫緊の課題と認識している。

問 医療・介護・買い物支援・移動支援など、過疎地域への対策と総合的支援の必要性について問う。

市長政策部長 まずは地域活性化のために空き家対策が必要。次に、生活を支える総合的支援策として、医療と食が不自由なく享受できる仕組づくりが必要と考える。

福祉部長 高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域で日用品や食料品の購入に不便や苦労を感じる方が増加している。本市では安心生活サポート事業や生活支援体制整備事業を社協に委託し、訪問型サービスや日常生活上の支援の充実強化を行っている。また、旧5町

を単位に買い物資源の情報を整理し、紙媒体のみならずスマートフォン等で閲覧できるシステムを小川工業高校の協力で運営している。

問 買い物難民が各地で増加している。移動販売業者も採算が取れないが、中山間地域まで行ってくれるのが問題。市として補助の可能性はあるか。

市長政策部長 中山間地域は採算が取れないと思うので、補助制度をどれだけとれるか制度設計を研究しながら進めたい。

問 拡大する過疎にどのように対応するか、過疎問題に対応する専門部署が必要ではないか。

市長 過疎対策事業の対象範囲が広がったため、地域の現状を把握し、どのように事業展開を図っていくかが課題。市長政策部企画課が過疎対策を行う。

自治体情報システムの標準化について

（質問しましたが、ページの都合上割愛します）

一人暮らしの高齢者への支援について

問 見守り支援や生活面での相談支援について問う。

福祉部長 見守り支援の一例として、持病などにより心身に緊急事態の起こる危険性がある方や、災害時に機敏に行動することが困難な方に対し、緊急通報装置を貸与している。また、行政区长、民生委員、近隣住民の方を協力者として登録し、緊急時に安否確認等を迅速に行う安心確保事業を行っており、現在、28の方が利用している。通報装置が発報され緊急性が認められた場合は、協力員として登録された行政区长や民生委員、近隣住民が利用者の安否確認を行ったり、委託する警備会社が迅速に対応する仕組みになっている。

問 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方は、行政など

への各種申請または終活に関して不安を持っておられる。行政がサポートする内容と相談場所について問う。

福祉部長 市が委託している宇城市地域包括支援センターの必須事業である総合相談支援事業では、地域に住む高齢者に関する様々な相談を全て受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて同センターでの支援につなぐことを目的としている。令和4年度は3736件の相談実績があり、困りごとや不安の早期解消を目指して24時間体制で相談対応を行っている。また、身寄りのない高齢者の方が人生の締めくくりの活動「終活」を行う中での不安材料は、本人死亡後の手続きにあると推察する。単身者死亡の際の葬祭は遺留金品の有無や葬祭執行者の有無などで異なるが、生活保護法または行旅病人および行旅死亡人取扱法などにより、死亡地などの市町村長

が葬祭を執行することもある。

災害時用備蓄食品の有効活用について

問 本市の備蓄食品はどのような災害を想定して、何人分が何食分、何日分あるのか。また、どのようなものを用意しているのかを問う。

市民部長 本市では、熊本地震相当の災害を想定した備蓄計画を策定している。当時の最大避難者数11000人の1日のうちの2食分に当たる量の食糧を備蓄している。具体的には、5〜7年間保存できる飲料水や非常食として、アルファーマ、お粥、栄養補助食品などの食糧を22000食備蓄している。

問 宇城市地域防災計画では「食料の確保について各家庭での備蓄食料3日分【推奨1週間分】を含む避難用具の整備を推進する」とあるが、市民への啓発はできているのか。また、各家庭での備蓄に関する調査はできているのか。

市民部長 自主防災組織の研修会等で、備蓄品の重要性や具体的な準備方法を市民に周知している。また、各家庭での備蓄品の調査は現段階では実施をしていないが、重要な課題と認識している。今後は、市民が適切な備蓄品を保有しているかどうかのアンケートなどを行うとともに、更なる啓発に努める。

問 乳児用液体ミルクの導入について問う。

市民部長 液体ミルクは粉ミルクに比べて消費期限が短かったため購入しなかったが、改良により液体ミルクも消費期限1年半のものが商品化され、粉ミルクとほぼ同一の消費期限のものが販売されるようになった。これにより、本年度は粉ミルクと液体ミルクも購入する予定である。数量としては、スティックタイプの粉ミルク400本、缶入りの液体ミルク120缶分である。

災害に対する備えについて

問 熊本地震で浮かび上がった今後の対策について問う。

市民部長 市内6か所の防災拠点センターと5か所の防災備蓄倉庫を整備し、地域の防災体制強化に取り組んでいる。あわせて、防災井戸やマンホールトイレを設置した。備蓄品は、飲料水、食料、その他の生活必需品、炊き出し用具などを購入し備蓄している。

問 道路が寸断された場合の本市の対応を問う。

土木部長 災害発生時は、通行可能で広域的な国道や県道を活用して被害調査を実施する。なお、国や県所管の道路等の被害を本市が確認した場合、管理者（国県）に報告し状況共有を行う。また、国からの派遣で情報共有や情報提供、助言、技術支援を得られる体制も整備されている。

問 大規模な断水が発生した場合の対応について問う。

上下水道局長 生活用水確保対策として、断水地区の要所に緊急給水ポイントを設置する。また、国、県、民間の水道関係者等に依頼し、給水車等で応急給水を行う。能登半島地震と同様の被害が本市で発生し、仮に全ての道路が寸断され孤立状態になった場合には、自衛隊や海上保安庁等に支援を要請し、空・海からの給水支援を仰ぐ必要がある。

問 大規模災害が発生した場合の避難所運営について問う。

福祉部長 災害時の指定緊急避難場所として、公園や公共施設など49か所を指定。避難所の開設は各町の防災拠点センターを優先し、災害の程度や避難者数に応じてほかの指定避難所を追加で開設している。初期の避難所運営は市職員が従事し、避難所生活が3日以上続く場合は、自主防災組織やボランティアの協力を得て、避難者自身による

自主的な運営に移行する。

教育の多様性について

問 本市の不登校の状況を問う。

教育部長 小学校の30日以上の長期欠席者数は、1月末現在で39人。令和4年度の同時期は31人（25・8%増）。中学校の人数は、1月末で98人。令和4年度の同時期は92人（6・5%増）。

問 不登校の児童生徒への対応について問う。

教育部長 各学校で組織的対応を行い、不登校児童生徒のうち95・6%はスクール・カウンセラー等の専門家や専門機関での支援を受けている。学校に相談できないケースに対しては、児童生徒や保護者が相談できる窓口の周知に努めている。このほか、悩みを相談できる子どもあんしんコールを開設している。

問 不登校の主な原因は何か。

教育部長 原因は複数の要因が重なるケースが多い。主に「親子の関わり方」「無気力・不安」「生活リズムの乱れ・遊び・非行」

があり、そのほか、「友人関係」「学業不振」「家庭生活環境の急激な変化」などが挙げられる。

問 教育支援センターの設置状況を問う。

教育部長 同センター「宇城つ子ネット」を不知火支所に設置し、1月末現在で小中学生合計19人が登録されている。指導員2人体制で、月曜日から金曜日まで教室を開設している。

問 学校は、NPOやフリースクールとどのような関係の下で児童生徒と向き合っているのか。

教育部長 社会的自立に向けた支援を重視している。宇城つ子ネットやフリースクール等に通う児童生徒に対するガイドラインでは、保護者と学校の間に十分な連携・協力が保たれていること、学習内容が学校の教育課程と照らし適切と判断されること、月に1回は学校と児童生徒、保護者が顔を合わせること等を要件とし、フリースクール等に確認して要件を満たしている場合は出席扱いとしている。

中山 弘幸 議員

熊本天草幹線高規格道路について

問 郡浦地区でトンネル工事が予定されている。当該予定地には多くの飲料水や農業用水のボーリングがされており、工事による影響が心配されている。国の対応を問う。

土木部長 郡浦地区を含む区間は現在、井戸の水位等を確認するため水文調査を順次行っており、今年度は地下水の水源等を調査するためのボーリング調査を行っている。水源や水脈は、掘削工事等による影響の把握のためにも水文調査を行う。これから三角支所や地域との情報共有を図り、周辺地域への影響を配慮した設計を国に要望する。

問 水脈に影響が出た場合、国はどのように対応するのか。また、国がきちんと補償するように市も担保してもらいたい。

土木部長 仮に工事が影響を及

ぼしたと思われる場合は、その事象と工事の因果関係を国で調査し、工事が影響した事象である場合はその損失を補償されるという。本市としては、住民の方から相談が寄せられた場合、状況を把握し、国に調査等の対応を求める。

宇城広域消防三角分署の移転先候補地の選定について

問 前回の議会後に多くの人から意見を聞いたが、防災拠点センター横が最適だという方は1人もいない。このまま三角防災拠点センター横に決定すれば将来に禍根を残すことになる。もっと市民の声を聴いて再検討すべきではないか。

市民部長 公共用地や民有地を調査したが、ハザードマップ上で浸水区域、土砂災害警戒区域に該当しているところが大変多く、三角防災拠点センター横敷地以上の適地はなかったというのが現状である。

問 現在の三角分署は地理的に

ほぼ三角町の真ん中にある。防災拠点センターの隣に移転した場合、郡浦・大岳地区は現在地より4キロメートル、時間にすると6分も到着時間が遅れることになる。戸馳地区にも到着が遅れることになる。4キロメートル、6分という時間の重みを考えてほしい。命が助かるか助からないか、大きな問題。市もこのことを重く受け止めているのであれば、地域により丁寧な説明をすべき。

市長 丁寧に説明していく。

教育長の責務について

問 地方教育行政法第11条第4項に「教育長は、常勤とする」、また第5項に「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とある。多くの市民か

ら「大津高校のサッカー部の総監督を務めながら教育長を続けるのはいかがなものか。教育長に専念してほしい」との声が寄せられている。再任を機に、大津高校のサッカー部の総監督は後任に道を譲り、教育長に専念される考えはないか。

教育長 総監督を受けているからといって本市の教育行政の運営をおろそかにすることはない。教育長として、教育行政の運営について負う重要な責任を自覚し、本市の教育行政の円滑な運営が行われるよう信念を持って全力を尽くしている。

問 地方教育行政法を解釈すれば、教育長は勤務時間だけ職務に専念すればいいということではないと理解する。その点はどういうに考えるか。

教育長 地方教育行政の長として、重い職責をもう1期にかけて集大成としてしっかりと頑張りたいという決意を改めて言わせていただきたい。

田中 美君 議員

今年、年女として歴史ある神社を参拝した。孔子が説いた「仁・義・礼・智・信」の五常の徳、時空を超えて「自分を愛し、自分の生きている役割を理解し、広く人を愛する」ことを胸に、脇目も振らず勉強し、向上心を持って豊かに共生できる地域を目指す。

人口減少社会における多文化共生の推進について

問 本市の外国人登録者数と技能実習生数、また、宇城市在住外国人友好協議会の現状を問う。
市民部長 現在の在留外国人人数は834人（26か国）であり、人口に占める割合は1・5％。技能実習生は444人。友好協議会は、会員数・行事参加者数の減少に伴って活動は行われていない現状である。

問（提言） この10年間で、本市の在留外国人数は3倍以上に増えた。技能実習生についても、3倍以上の316人増加した。

少子高齢化による人口減少の中、外国人若者の転入は地域の活性化につながる。また、国際感覚を持った人材を育成するとともに、市民一人ひとりの意識を変え、お互いが同じ地域に住む対等な住民として相互理解を深めることを期待する。

不知火温泉センター

問 不知火温泉センターの再議論の進捗状況を問う。

経済部長 建設から27年が過ぎ、存続を含めた改修の判断には苦慮している。令和3年度、4年度ともに民間業者から譲受の意向があったが、具体的なプランの提案には至らなかった。今後は譲渡を前提とした民間事業者への周知と、解体した場合の整備方針案を並行して進めていかなければならないと考えている。

問（提言） 周知とは、広く知らせ情報を共有することである。市のホームページなどを活用して全国的に民間事業者に公開応募してはどうか。

松橋駅の利活用について

問 松橋駅は、活気がない、観光情報がない、何もないと感じる。駅の玄関口である地域交流センターの役割と現状を問う。

土木部長 同センターは、駅利用者への利便性や快適な都市環境の充実に資する役割を担っている。今後は、関係部署と連携し、観光情報等の発信・展示など、更なる利用啓発に努める。

問（提言） 新駅は、人々の集散と滞留機能、交流機能は評価できる。しかし、駅の玄関口は都市のシンボルや賑わいの機能、地域外へのPR、移住などの効果もある。周辺を散策する自転車等の提供や外国語での情報案内などを心がける必要がある。

高付加価値旅行について

問 高付加価値旅行に対する本市の取組について問う。

経済部長 政府観光庁は、高付加価値旅行を訪日外国人旅行者

の旅行1回当たり一人100万円以上消費できる富裕層をターゲットに捉えている。本市では外国人旅行者を受け入れるため、市観光物産協会が三角西港や小川の町並みで多言語化事業の取組を行っている。

問（提言） 高付加価値旅行では人が重要な要素となる。意識すべき役割は、人と人をつなぐということである。

子育て環境の整備

問（提言） 奨学金は行政が若者を助ける制度だが、学校卒業と同時に借金を背負うため、結婚や子育ての可能性が見出せないことから社会問題となっている。そこで、卒業後は本市に5年住むことを条件に入学支度金の返還を免除してはどうか。自治体にとっては人材の定着につながり、若者にとっては地元に住んで前向きに結婚や子育てができ、豊かな暮らしができると思う。

三角西港について

問 西港浮棧橋の建設目的と使用件数を問う。

三角支所長 西港浮棧橋は、三角西港での新たなにぎわいを創出することを目的として県により建設され、平成26年6月1日に供用開始された。本市でも、観光振興を図るための観光施設の一つとして位置付けている。また、浮棧橋の使用状況は、ほぼ小型のプレージャーボートの使用であり、令和2年度が2件、令和3年度が7件、令和4年度が4件、今年度は1月末時点で9件である。

問 棧橋の今後の活用について問う。

三角支所長 使用用途としては、三角西港の観光振興など地域の活性化が図れるとき、国又は地方公共団体が公用のため使用するとき、海難又は災害救助のため

め使用するときなどとしている。また、令和6年度から5年間、指定管理者制度を活用し、西港観光施設の管理・運営を宇城市観光物産協会が行う。さらに、一般利用者を増やすため、今年度から使用申請の手続きを簡素化し、気軽に利用できるようにした。

県営大口西部地区ほ場整備事業について

問 同事業の実施の経緯と事業概要について問う。

経済部長 本地区は低湿地の水田地帯であるが、潮水の流入により水稻栽培すらできない、葦が生えた荒地の状態だった。このような状況を改善したいとの住民の思いから、要望書が提出された。事業概要は、冠水対策として排水機場の整備、土壌等の改善として暗きょ排水と客土を含む区画整理、その他柑橘の品質確保の防風ネット設置、既存樹園地の農道整備などである。
問 ほ場整備により、どのような

な農業が展開されるのか。

経済部長 認定農業者、いわゆる担い手へ農地を集積させ、経営基盤を強化し、経営所得を向上させることにより、稼げる農業を実現する。

問 同事業のような事業の要望は他にはないのか。

経済部長 現在、市では里浦地区と戸馳地区の県営ほ場整備事業の推進を行っている。両地区とも、大口西部地区と同様に耕作放棄地解消や経営基盤改善を目的とした地元からの要望によるものである。2地区のほ場整備には、大口西部地区同様に、稼げる農業が実現できることを期待する。

防犯対策について

問 防犯対策の一つに防犯カメラの設置が考えられるが、現在の設置されている防犯カメラの数を問う。

市民部長 市が設置し、管理している防犯カメラは、市役所本

庁舎など市の施設25施設に合計113基ある。

問 今後、公共施設等の防犯カメラの増設はあるのか。

市民部長 新規の施設はもちろん、既存の施設も、防犯カメラの設置が必要とされる場所については各部署で検討を行っている。

問 学校への防犯カメラを増設してほしいと考えるが、市の考えを問う。

教育長 近年、学校内での事件・事故、犯罪行為が全国的にも多く見られる中で、児童生徒の安全・安心な学習環境の場を確保するため、防犯カメラの設置は大変有効な取組の一つと考えている。

問 学校への防犯カメラ増設は高額の予算を伴うため、市全体の問題と考えるとほしいが、市の考えを問う。

市長 本市の子どもたちと保護者の方々の安心・安全を確保するとともに、育てるまちづくりの実現に向けて全力を尽くす。

市営団地について

問 市営住宅の戸数を問う。

土木部長 58団地、1342戸。入居中が約930戸、空室が10戸、政策空き家が402戸。

問 入居条件を問う。

土木部長 ①同居親族がいる、②収入が一定未満（月額にして約15万）、③住宅困窮者、④税の滞納がない、⑤入居者全員が反社会勢力でない。

問 入居中に世帯収入が増加し、基準を超えた場合の対応を問う。

土木部長 入居後3年は猶予期間があるが、住宅明け渡しの努力義務が発生することがある。

問 入居時の保証人について問う。

土木部長 入居決定者と同程度かそれ以上の収入があり、税を滞納していない者2人が必要。

問 債権放棄について問う。

土木部長 令和3年度、4年度に各1件。債務免責と相続放棄。

問（意見） 総務省の調査でも、

保証人規定の有無で家賃収納率はさほど変わらない。県内は保証人0～1人の自治体もある。本市も検討いただきたい。

次に、政策空き家の現状を問う。

土木部長 令和6年度に市営住宅長寿命化計画を見直す。今後の市営住宅の管理戸数や建替え計画等の詳細な調査・分析を行い、計画に基づき、必要に応じて政策空き家を設ける予定である。

子育て政策について

問 給食費無料化の反響について問う。

教育部長 注目度が非常に高く、子育て世代の多くの方から好評である。本市への移住・定住の起爆剤となることを期待する。

問 小中学校の女子トイレへの生理用品設置の調査・研究の進捗について問う。

教育部長 他自治体の対応は様々。本市は今後、学校側の意見を改めて確認し、意向を整理しながら継続的に研究・検討する。

る。

問 内閣府男女共同参画局の調査でも「窓口等での対面よりも個室トイレに設置する方が効果的と分かったので、個室トイレへの設置を増やした」とある。

また、厚労省のホームページでは、東大産婦人科学の大須賀教授によると「不衛生な生理の対応は、（中略）腹膜炎や不妊症という重大な健康障害の原因ともなる」とある。市内130か所の女子トイレへの試験的設置は可能と思うがどうか。

教育部長 初潮が始まり、その準備があれば解決できる問題なのか。大人が近くにいないければ改善されない。様々な意見を改めて確認しながら、調整・研究・検討していきたい。

問（意見） 初潮時は確かに大人に聞かなければ分からないかもしれないが、2回、3回となると子どもたちも覚える。児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、是非とも協議・議論し、前向きに設置の方向で進めていただきたい。

次に、高校生までの医療費完全無料化について問う。

保健衛生部長 本市の子ども医療費助成は、完全無償化ではなく小学生以上は窓口で一部負担を求めている。県内で一部負担を求めているのは本市と熊本市のみ。本市が仮に完全無償化した場合、少なくとも約5千万円の費用負担増と試算しており、合計で1億8千万円が必要となるため慎重な判断が必要。

問 宇土市も今年1月から完全無料となった。一部負担を残している熊本市も薬代は無料になった。本市はどうか。

保健衛生部長 医療機関ごとに病院、薬局、それぞれかかる。

問（意見） 受診控えの声も聞く。子どもは比較的治りが早い。受診控えで後遺症等になると、未来の宇城市の損失になる。給食費無料化などの移住・定住政策のスピード感を減速させないよう、また、県内の他自治体に置いていかれないよう、次の段階（無料化）までは是非進んでほしい。

キオスク端末の利用について

問 本庁、各支所のキオスク端末及び窓口交付による利用状況について問う。

市民部長 キオスク端末は、令和5年1月に本庁に2台、各支所に1台ずつ設置した。証明の種類は、戸籍証明・戸籍の附票・住民票・住民票記載事項証明・印鑑証明・所得課税証明。戸籍証明は現戸籍のみで除籍証明は発行できない。交付方法別の件数は次のとおり。

各種証明書の交付状況

(単位：件)

	キオスク 端末交付	コンビニ 交付	窓口交付
令和3年度		6,507	86,255
令和4年度	7,965	9,943	77,167
令和5年度 (12月末現在)	10,738	10,798	51,870



キオスク端末

コンビニでの交付は市民の利便性の向上に寄与している。手数料はキオスク端末同様、戸籍証明が300円、それ以外は150円で窓口交付よりも安い。窓口での交付状況は年々減少しているが、戸籍関係証明の窓口交付件数だけは大幅な減少は見られない。これは、相続登記が令和6年4月から義務化されることに伴い、登記申請の手続きに必要なためと考える。また、戸籍法の改正により、令和6年3月から本市に本籍がない人でも本市の窓口で戸籍・除籍謄本が取得できるようになった。これは戸籍謄本等の広域交付という制度であり、本籍地でなくても全国の市区町村窓口で戸籍謄本が取得できる。

ため池ハザードマップについて

問 本市の対応について問う。

経済部長 農業用ため池を適正に管理・保全し、農業用水の供給機能の確保と決壊による被害を防止することを目的に係法が整備され、令和元年7月から施行された。特に住民に対する周知措置は、決壊の影響度が大きい農業用ため池から優先してワークショップを開催していくこととし、緊急時の避難場所を示したハザードマップの作成・公表を努めるよう求められている。本市の状況は、令和2年度から75か所のため池のハザードマップを作成し、下流域の行政区へは紙媒体で配布しており、市のホームページでも閲覧は可能である。現在、浸水想定区域内の人家の有無を現地調査し、2か所を追加して77か所を防災重点農業用ため池として指定した。なお、追加した2か所のハザードマップは次年度完了予定である。

問 御領6区のため池について問う。

経済部長 御領6区に隣接する御手水の3か所のため池は、所在地が宇土市松山町にあるため宇土市管轄である。宇土市役所では、浸水想定区域の御領4区、5区、6区、柏原区及び松橋校区の一部の住民を対象とした説明会を令和3年2月に開催したということである。当該ため池のハザードマップは、本市は管轄外であるため紙媒体での配布はされていないようだが、本市同様に宇土市のホームページでの閲覧は可能である。また、ハザードマップの考え方は、あくまでも起点はため池であり、市外に所在するため池の情報は本市のハザードマップには記載されない。当該ため池は所在地は宇土市だが、浸水想定区域は宇土市と宇城市なので、住民に対する周知は今後も連携を取りながら進める。

教育環境について

問 教職員の配置状況を問う。

教育長 現在、学級担任等では不知火中学校の国語教員1人が未配置。加配定数に関する教員配置は、小川中学校1人、不知火小学校1人、当尾小学校1人が未配置。このほか、休職者や産前産後休暇・育児休暇等の取得者に対する代替臨時的任用職員が見つからず、配置されていない学校が小学校2校・2人、中学校3校・4人。教員業務支援員の配置が平成30年度から始まり、教員の業務軽減が図られている。令和5年度は小学校8校に8人、中学校2校に2人、豊野小中学校に1人、合計11人が配置されている。

問 中学校部活動指導員について問う。

教育部長 部活動指導員制度は、部活動の技術指導に加え、大会

等への引率等を職務として平成29年度に新たに規定された。本制度への事業補助として、部活動指導員を配置する場合は、国及び県が報酬の3分の1ずつを補助する。当初、国は5年以内に学校から部活動を切り離して地域移行へと促すため、同一校の同一部活動での指導員配置を最長5年間としていた。しかし、令和4年12月に策定されたガイドラインにより、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間は5年間を超えて配置することが可能となった。本市では、小川中学校からの要望を受け、令和2年度から会計年度任用職員を2人雇用し、小川中学校のサッカー部と陸上部に各1人を試験的に配置してきた。

自治体の訴訟手続きについて

問 本市が現在抱えている訴訟案件について問う。

総務部長 進行中の裁判は2件。
①ストップ！生活保護基準引下

げ行政処分取消請求事件（平成25年8月に行われた生活保護基準の引き下げを理由とする保護変更決定処分の取消しを求められたものの）、②分限免職取消請求事件（条件付採用期間中の職員が9月30日付けで分限処分により免職されたことに対して、その取消しを求められたもの）である。

問 本市の訴訟案件で、上訴する場合の手続きについて問う。

総務部長 まず、担当部局で訴えの法律構成を整理し、顧問弁護士と協議の上、市長が訴えの判断をする。その後、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経て提訴する。また、平成30年議決の「宇城市長の専決事項の指定について」において、市営住宅に係る家賃等の請求及び市営住宅の明渡し等の請求に関する訴えの提起や、訴訟物の価額が200万円以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起は、市

長が専決することができる。議会の議決事項については「行政庁の処分あるいは裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものは除く」とされているため、分限免職取消請求事件の控訴及び上告は議決事項ではない。

問 関連する予算の執行について問う。

総務部長 本市が訴える場合は当初予算で要求し執行する。市が訴えられる場合は、当初から予算要求しているものではなく応訴の期間も短いことから、関連する予算科目から予算を都合し、早急に対応している。

問 分限免職取消訴訟における予算の執行状況を問う。

総務部長 第1審の委託料は、着手金53万9千円、予納金1万円。続く福岡高裁への控訴審の委託料は、着手金48万5100円、予納金5万円。現在行っている最高裁への上告の委託料は、着手金37万3000円、予納金8万円が必要である。

議会だより76号の訂正

建設経済常任委員会の審査報告（5ページ）で掲載した写真に誤りがありました。

●指定管理者の指定（三角西港観光施設）



三角西港観光施設の一つ「龍驤館（りゅうじょうかん）」

※議会だより76号5ページに掲載した写真は「浦島屋」です。お詫びして訂正いたします。

いりえ まなぶ 入江 学 議員が逝去されました

旧松橋町時代から議員として尽力された入江 学議員が2月25日にお亡くなりになりました。平成7年4月30日の就任から約29年間、市政発展と住民福祉向上のためにまい進されていた姿が思い出されます。

市議会議員一同、心よりお悔やみ申し上げます。



市議会議員一般選挙当選証書付与式
(平成26年4月22日)



米海軍掃海艇パイオニアの親善寄港式典（中央）
(令和元年10月18日)

議会中継（録画）をインターネットで視聴できます

【映像配信アドレス】

<https://uki-city.stream.jfit.co.jp/>



※放映までには会議開催から数日かかります。ご了承ください。

台南市（台湾）を訪問しました

中国・国民党政権による弾圧事件で多くの命を救い、英雄といわれる台南市の弁護士・湯徳章氏の父親が宇土市出身であることを縁に、台南市との国際交流を図るため、宇城3市町（宇土市・美里町・宇城市）と関係者の合同訪問団で3月12日から14日にかけて公式訪問を行いました。

現地では、湯徳章氏の命日に開催された「正義と勇気の記念日式典」に参加し、同氏を追悼しました。また、台南市との相互理解と友好交流促進に向けた協議を市政府と行いました。



正義と勇気の記念日式典の様子

《訪問した議員》

溝見	友一	（議長）
永木	誠	（副議長）
石川	洋一	（議会運営委員長）
三角	隆史	（総務文教常任委員長）
坂下	勲	（建設経済常任委員長）
豊田	紀代美	（民生常任委員長）
河野	真理	（議員）ほか5人



台南市政府との協議の様子

議会を傍聴しませんか

次回の令和6年第2回定例会は6月開会予定です。

詳細は議会事務局（電話：32-2100）にお問い合わせください。

議場は新館3階にあります。事前予約は不要ですので、当日に受付で住所、氏名等を記入して入場していただきます。また、傍聴されるときは、議場内の発言に対して声を出したり、拍手、写真撮影、録音等をすることは傍聴規則により禁止されています。



傍聴席から見る議場



傍聴席